

平成24年度決算に基づく健全化判断  
比率及び資金不足比率審査意見書

平成25年9月

栃木県監査委員

栃 監 査 第 5 3 号

平 成 2 5 年 9 月 1 3 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一 様

栃 木 県 監 査 委 員 渡 辺 渡

同 早 川 尚 秀

同 黒 本 敏 夫

同 鈴 木 誠 一

平 成 2 4 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足  
比 率 審 査 意 見 書 の 提 出 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 する 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 2 2 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 平 成 2 5 年 7 月 3 0 日 付 け で 審 査 に 付 さ れ た 平 成 2 4 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全  
化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 に つ い て 審 査 し た 結 果 、 次 の と お り 意 見 書 を 提 出 し ま す 。

# 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された平成24年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成24年度決算 に基づく比率	平成23年度決算 に基づく比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1)実質赤字比率	—	—	3.75 %	5 %
(2)連結実質赤字比率	—	—	8.75 %	15 %
(3)実質公債費比率	11.3 %	11.3 %	25 %	35 %
(4)将来負担比率	130.3 %	146.0 %	400 %	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が、それぞれ生じていないことから「—」で表示している。

## 3 審査の意見

### (1) 実質赤字比率について

平成24年度の一般会計等の決算において、実質収支は89億円余の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されない。

これは「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく取組等の効果によるものである。

このプログラムの集中改革期間は平成24年度で終了したが、プログラムの考え方を継承した「財政健全化取組方針」や「とちぎ行革プラン」（栃木県行財政改革大綱（第5期））に基づく取組を推進するなど、自律的な財政基盤の確立を図られたい。

**(2) 連結実質赤字比率について**

平成24年度の一般会計等の決算においては、実質収支が黒字であり、公営企業会計の各会計毎の決算においては、資金の不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

**(3) 実質公債費比率について**

過去3か年平均で算出される平成24年度の実質公債費比率は、前年度と同じ11.3%で、早期健全化基準を下回っている。

しかしながら、平成24年度単年度の比率は、公債費の増加等により、前年度と比べわずかながら上昇していることから、今後の推移に留意されたい。

**(4) 将来負担比率について**

平成24年度の将来負担比率は130.3%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より15.7ポイント改善している。

これは、将来負担額である臨時財政対策債を除く地方債残高が減少したことに加え、将来負担額から控除する充当可能基金が増加したことによるものである。

今後とも、「とちぎ行革プラン」に基づき、臨時財政対策債を除く地方債残高の減少に努められたい。

# 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

平成24年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

事業会計名	平成24年度決算 に基づく比率	平成23年度決算 に基づく比率	経営健全化基準
(1)病院事業会計	—	—	20 %
(2)電気事業会計	—	—	20 %
(3)水道事業会計	—	—	20 %
(4)工業用水道事業会計	—	—	20 %
(5)用地造成事業会計	—	—	20 %
(6)施設管理事業会計	—	—	20 %
(7)流域下水道事業特別会計	—	—	20 %

(注1) 資金不足額が生じていないことから「—」で表示している。

(注2) (1)～(6)は法適用企業（地方公営企業法の全部又は一部を適用）の会計であって、(7)は法非適用企業の会計である。

## 3 審査の意見

病院事業会計外6事業会計について、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されないが、引き続き収益の確保など経営の健全化に取り組まれない。